

重要なお知らせです

3 世 障 保 第 1 号
令和 3 年 4 月 1 日

障害福祉サービス事業運営法人（事業所）
代表者 様

世田谷区障害福祉部
障害保健福祉課長 宮川 善章

令和 3 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等の届出について

日ごろより、世田谷区の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
令和 3 年度（令和 3 年 4 月サービス提供分から令和 4 年 3 月サービス提供分）において、標記加算の算定を希望する場合は、下記のとおり届出をお願いいたします。

記

1 届出対象

障害福祉サービス運営法人・事業所等

※法人単位（複数事業所をまとめる形）で届け出ること、事業所単位で届け出ること可能です。

なお、本事務連絡は各事業所宛てに送付しております。法人単位で届出を行う予定の場合は、法人にも情報提供していただきますようお願いいたします。

2 提出期限

令和 3 年 4 月 1 5 日（木曜日） 郵送必着

※メールによる提出はできません。

※上記期限を過ぎて到着した場合、6 月以降の適用となります。

※5 月の新規届出等の提出期限も同上です。

※令和 2 年度に当該加算を届出されている事業者についても、令和 3 年度に当該加算の算定を希望する場合、上記期限までに改めて令和 3 年度の届出が必要となります。

3 提出様式

送付しているメールに添付しているほか、世田谷区ホームページの（下記 URL）にも掲載しております。

【世田谷区ホームページ URL】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/017/d00191022.html>

※令和 3 年度廃止区分である処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに処遇改善特別加算の届出においては、従前とは異なる様式（別紙様式 5-1 及び 5-2）を用いて作成いただくよう注意願います。

4 留意点

(1) 提出先について

世田谷区を含む以下の区について、**障害児通所支援と障害児入所支援**の指定等の事務・権限が、都道府県から区へ移譲された（又はされる）ことに伴い、当該区において指定障害児通所支援事業等を実施している場合には、各区への届出が必要となりますので、ご注意ください。

権限移譲年月日	該当区
令和2年4月1日～	世田谷区及び江戸川区
令和2年7月1日～	荒川区
令和3年4月1日～	港区

なお、提出先の住所及び連絡先等については、「5. 提出先」をご確認ください。

【届出先の概要】

サービス種別	所在地	世田谷区・江戸川区 荒川区・港区	八王子市	左記以外の地域
	障害者 支援の事業所 届出先	東京都	八王子市	東京都
障害児 支援の事業所 届出先	所在の特別区			

(2) 記載方法について

記載例を十分にご確認の上、作成ください。

なお、令和3年度報酬改定により、様式及び取り扱いに変更が生じております。作成前に必ず、国通知をご確認ください。

(3) (廃止区分) 処遇改善加算 (IV) 及び (V) 並びに処遇改善特別加算の取り扱いについて

処遇改善加算 (IV) 及び (V) 並びに処遇改善特別加算については、**令和3年3月31日をもって廃止となります。(ただし、令和3年3月31日時点で当該加算を算定している障害福祉サービス事業所等については、令和4年3月31日まで算定可(経過措置)。)**各事業者におかれましては、福祉・介護職員の資質向上や労働環境の整備を一層推進していただき、より上位の区分の取得又は処遇改善加算の取得について、積極的に取り組んでいただくようお願い致します。

(4) 令和3年度届出書に係る修正について

届出書の審査において、処遇改善加算の取得要件に合致していないことが判明した場合は、届出先より修正の依頼をさせていただきます。修正に応じない場合、**加算の算定停止等を行う可能性があります**ので、区から届出書に係る修正の依頼があった際には、**必ず、速やかに修正対応を行い、届出書を完成させてください。**

5 提出先

別紙「提出先一覧」のとおり。

【問い合わせ】 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区障害福祉部障害保健福祉課事業者指定・指導担当
電話：03-5432-2243 FAX：03-5432-3021